

中小企業大学校三条校研修受講料助成要綱

公益社団法人新潟県トラック協会

(目的)

- 1 トラック運送事業の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、人材育成及び経営基盤のより一層の向上を図る。

(受講助成対象者)

- 2 会員事業者である中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の経営者・後継者及び管理者とする。

(助成対象講座)

- 3 中小企業大学校三条校が定める講座のうち、全日本トラック協会が本要綱の目的を達成するのにふさわしい講座を決定する。

(助成範囲)

- 4 それぞれの講座の受講定員及び助成予算額の範囲内で、申し込み順（1事業者から複数申し込みも可）に助成する。

(受講料の助成額)

- 5 短期講座（1講座が延べ10日以内で完結するもの）は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「新ト協」という。）が2/3、残りの1/3は全ト協が助成する。
長期講座は、新ト協及び全ト協が、それぞれ1/3を助成し、残りは会員事業者の負担とする。

(受講の申し込み・承認)

- 6 受講料助成を希望する会員事業者は、予め中小企業大学校三条校に対し、その講座が定員数内であることを確認した上で、受講者・受講講座を決めて事後に新ト協へ受講料の助成を申し込む。但し、長期講座については新ト協に事前に承認を得る。
新ト協は、長期講座の受講申し込みがあったときは、定員及び予算の範囲内であることを確認の上、速やかに当該会員事業者に受講料助成の承認を行う。
なお、長期講座受講について承認を受けずに、中小企業大学校三条校に受講申し込みを行った場合、受講料は申し込み者の負担とする。

(大学校への申し込み)

- 7 中小企業大学校三条校所定の受講申込書に必要事項を記入し、同校に対し正式に申し込みを行い、受講受入の決定を得る。

(受講終了後の手続き)

- 8 会員事業者は、受講者が所定の期間受講し、中小企業大学校三条校から「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講終了通知書」(様式1)を新ト協へ提出する。

その際、「受講終了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しを添付する。

(受講申し込み後の変更又は中止等)

- 9 会員事業者は、新ト協から受講料助成承認を得た後、申し込み事項を変更又は中止する場合は、その旨を速やかに新ト協へ届出なければならない。

(受講料の助成)

- 10 会員事業者への受講料の助成については、受講修了手続きが完了した上期分(3月～9月)については10月末、下期分(10月～2月)については4月末に、それぞれ会員事業者が指定した金融機関に振り込むものとする。

様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

法人番号

電話番号

受講終了通知書

中小企業大学校の所定の講座の受講を終了しました。つきましては、「中小企業大学校三条校研修受講料助成要綱」における受講終了後の手続規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

1. 学校名 中小企業大学校 三条校
2. 受講期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 講座名
4. 受講者氏名 (年齢) (歳)
5. 所属部課名・役職名

(添付書類)

「受講終了証書」(写) 及び「振込金受取書」等 (写)